

[事案 23-105] 契約内容確認請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料払込期間を満了した契約について、年金払の取扱を選択した場合には、最低でも死亡保険金額と同額の年金受取累計額の請求権があるとして、その確認を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年に加入した終身保険（保険料払込期間満了後に年金払の取扱を選択することができるもの）の保険料払込期間が満了したが、保険会社に年金額を照会すると、契約時の説明と大幅に違っていた。営業担当者の説明不足と設計書の記載が不十分であったことから、最低でも死亡保険金額と同額が年金受取累計額になると解釈していた。死亡保険金額（3000 万円）と同額の年金受取累計額（15 年確定年金で受取る場合、200 万円×15 年）の年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 契約者が年金払の取扱を選択した場合の契約内容は約款に定められているところであり、契約者において死亡保険金額と同額を確定年金として受け取ることができると誤解していたとしても、契約内容に影響を及ぼすことはない。受取年金額が変動しうることの説明は行っており、そもそも契約者に誤解があるとはいえない。
- (2) 設計書の「記載の…お受け取り年金額については、…今後変動する（上下する）ことがあります。従って、将来のお支払額を約束するものではありませんのでご注意ください」との記載によって注意喚起を行っており、本件申立契約の締結に際して、営業担当者も、設計書のとおり説明を行っている。また、設計書上、年金払の取扱を選択した場合、3000 万円が 200 万円に分割して 15 年間支払われると解釈することは困難である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 申立契約の内容について

申立契約は、保険料払込期間満了後に、死亡保険金及び高度障害保険金の支払に代えて、年金払の取扱を選択することができる終身保険だが、その場合において、申立人は、設計書記載の年金年額が変動することは理解していたが、保険会社が説明するような低額になることは設計書に記載はなく、募集人の説明もなかったことから、最低でも死亡保険金額と同額が年金受取累計額になると解釈できたと主張する。よって、申立人が解釈した内容の契約が成立したことを主張するものと解し、申立契約の内容について、次のように判断した。

申立契約のような保険契約は、いわゆる附合契約【注】であり、約款の記載に従って契約内容が定められる。約款によれば、年金額は、年金支払開始日における責任準備金や社員配当金等の合計額をもとに、年金支払開始日における会社の定める率によって計算され

る旨が規定されている。従って、具体的な受取年金額は、申立契約の締結日から年金支払開始日までの経済情勢によって変動することになり、年金受取累計額として、死亡保険金額の同額以上を支払うものとはされていない。

また、設計書にも、年金受取累計額が最低でも死亡保険金額と同額である旨の記載はなく、「<必ずお読み下さい>」と注意喚起した上で、「記載の積立配当金額・お受け取り年金年額については、当社商品パンフレットにもご説明のとおり、今後変動する（上下する）ことがあります。従って、将来のお支払額を約束するものではありませんのでご注意ください。」との注意文言が記載されている。

よって、申立契約を、申立人の主張する内容で解釈することはできず、仮に申立人が、主張のように解釈していたとしても、そのことにより、申立人が相手方に対し、自らの解釈にしたがった請求をなしうるものではない。

(2) 申立人の他の主張について

申立人は、申立契約の募集に際し、申立契約の内容について重要事項の説明がなされなかったと主張するが、これは説明義務違反を主張するものとも解される。

しかし、仮に説明義務違反が認められ、損害賠償の請求を認める余地があるとしても、申立人が解釈したとする内容の履行を、相手方に請求することはできない。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことである。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。